

『美らネット 海外証券先物取引』ルール新旧対照表

「美らネット 24 海外証券先物取引」ルールを一部変更いたします。下線部を追加・変更・削除します。

安藤証券株式会社

新	旧
<p>2 2 税金およびマイナンバーについて</p> <p>税法上、国内取引所を通じて先物・オプション取引を行ったときは、有価証券指数先物取引、商品先物取引等に係る雑所得の金額とあわせて雑所得に係る申告分離課税が可能になりますが、S G X、C M E 又は C B O T のような海外の取引所を通じて先物取引を行った場合については、同様に扱われず、店頭外国為替証拠金取引等と同様に雑所得の総合課税として他の所得との合計所得金額によって異なる税率が課されること、及び、取引の損失を翌年以降の雑所得と相殺できる繰越控除を適用できないことが想定されま す。正確な情報については税務署または税理士にご確認ください。</p> <p>確定申告用参考データ</p> <p>円建て先物取引及び外貨建て先物取引について、「資産照会」「確定申告用参考データ」よりデータファイルをダウンロードいただくことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 1 月以降に海外証券先物取引口座を開設された場合、先物・オプション取引口座未開設で、かつ、証券総合取引口座開設時に先物・オプション取引または海外証券先物取引口座の開設申込みを開始されなかったお客様は、海外証券先物取引を目的として個人番号(マイナンバー)をご提供いただく必要があります。ご提供いただけない場合は先物取引を行うことができませんので、ご注意ください。 <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 28 年 1 月 4 日から施行いたします。</p>	<p>税金について</p> <p>税法上、国内取引所を通じて先物・オプション取引を行ったときは、有価証券指数先物取引、商品先物取引等に係る雑所得の金額とあわせて雑所得に係る申告分離課税が可能になりますが、S G X、C M E 又は C B O T のような海外の取引所を通じて先物取引を行った場合については、同様に扱われず、店頭外国為替証拠金取引等と同様に雑所得の総合課税として他の所得との合計所得金額によって異なる税率が課されること、及び、取引の損失を翌年以降の雑所得と相殺できる繰越控除を適用できないことが想定されます。正確な情報については税務署または税理士にご確認ください。</p> <p>確定申告用参考データ</p> <p>円建て先物取引及び外貨建て先物取引について、「資産照会」「確定申告用参考データ」よりデータファイルをダウンロードいただくことができます。</p>